

学校いじめ防止基本方針（改定版）

吉野川市立鴨島第一中学校

いじめは、重大な人権侵害であるという認識のもと、その防止及び早期発見、解決に向けて、学校の教育活動全体を通じて全教職員が取り組むとともに、家庭、地域、関係機関との連携により発生及び再発防止に努める。

1 いじめの定義

定 義

第2条この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

※2「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。

「いじめ防止対策推進法」より抜粋

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。

いじめを受けた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。

○「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

○「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

○具体的ないじめの態様は、次のようなものを指す。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめを許さない学校づくり

- いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子供にも起こりうるという認識に立ち、生徒一人一人の小さな変化を見逃さず、いじめの未然防止に取り組む。
- いじめは「人として絶対に許されない行為」であるという意識を学校教育全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の目が届きにくい時間・場所で行われたり、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識する。
- 定期的な調査だけでなく、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、必要に応じて、きめ細やかな実態把握に努め、情報を全教職員で共有する。

3 いじめ防止に向けた取組

- (1) 「いじめは、重大な人権侵害である」との認識を、教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。また、生徒、保護者に対して、いじめを許さない学校の取り組みや、いじめられている生徒を全力で守り抜くことを明らかにし、生徒、保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の問題を相談できるよう働きかける。
- (2) 教育活動全体を通じて、豊かな情操と道徳心を養い、心の通う人間関係をつくる読書活動、体験活動の充実を図る。「いのち」を尊重する心を育み、自他を認め、お互いを大切にする豊かな心の育成に努める。
- (3) 日々の授業や様々な学校行事、部活動を通じて、コミュニケーション能力を育み、集団への所属感を味わわせるとともに、生徒一人一人が達成感を持ち、自己肯定感が高められるよう、分かりやすい授業づくり、集団づくりに努める。
- (4) 携帯電話やスマートフォンの正しい利用方法やインターネットの危険性について理解させる「携帯電話安全教室」を実施し、情報化社会でのルールやマナーについて考えさせることにより、インターネット上での誹謗中傷は、いじめ（犯罪）であり、許される行為ではないことを徹底する。また、生徒・保護者に対してインターネット使用の危険性を知らせ、危険から身を守る知識と技術を身につけるよう指導する。保護者に対しても「鴨島一中ソーシャルメディアポリシー」を周知し、指導の徹底を図る。
- (5) 教職員は校内研修（事例研究やロールプレイ）の計画を作成し、年に1回以上、いじめを始めとする、生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。
- (6) いじめ防止等の対策のための組織
 - 組織の構成

「いじめ防止対策委員会」構成メンバーは、管理職・主幹教諭・生徒指導主事・教育相談担当教員・教務主任・学年主任・養護教諭・学級担任・教科担任・部活動担当教員等を基本とし、いじめの防止・早期発見・早期解決にあたっては、事案によって学校カウンセラー・学校医など、心理、福祉などに関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。
 - 組織の役割
 - ①学校基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ②生徒、保護者、教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
 - ③いじめの疑いに係る情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - ④緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を行う。

4 いじめの早期発見に向けた取組

- (1) 日常の学校生活の様子や、生活記録の記述、生活アンケート、いじめ発見のためのアンケートを活用し、生徒一人一人の状況、学級、学年、学校の状況を常にきめ細かく観察し、把握することで、早期の発見に努める。
- (2) 生徒の欠席、遅刻などの状況、保健室の利用状況を確認し、保護者との連携を密にする。いじめ防止の対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、校内研修を行う。
- (3) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが「学校いじめ防止対策委員会」構成員であることを広報し、積極的活用を勧める。
- (4) いじめ等の悩みが相談できるよう生徒に「SOSダイヤル」の周知を図る。

5 いじめの解消に向けた取組

いじめられている生徒に対しては、学校が絶対に守り通すという姿勢で、安心感を与え、信頼を得るとともに、いじめている生徒に対しては、いじめは絶対に許されないことであることを毅然とした態度で指導する。

また、いじめ問題は簡単に解決しないと認識し、体系的・計画的に継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な継続指導を行う。

(1) 発見時の対応

いじめの訴えや情報及び兆候等があった場合は、管理職の指示のもと、「いじめ対策委員会」を直ちに設置し、情報を共有する。すみやかに当該生徒から事情を聴き取るなどして、情報収集をし、事実関係の把握を行う。

本校では、「いじめ」を4つに分類し、事実を見極め、問題解決に取り組む。

- ①生徒たちが共同生活を送る上で、発生する軋轢によるもの
- ②従来型コミュニケーションに問題があるいじめ
仲間はずれにするなど、犯罪の構成要件は満たさないもの
- ③犯罪型コミュニケーションに問題があるいじめ
インターネット上での誹謗中傷のように犯罪と見なしうるもの
- ④暴力・恐喝型いじめ
暴行や窃盗などの犯罪に問われるもの

※その対処の段階として、

- ①について、軋轢解消は可能な限り生徒の自主性、自立性を尊重する。
教職員は、②の段階に移行しないよう間接的に支援をする。
- ②については、教職員、学校側が積極的に解決すべき問題である。
- ③④については、関係機関との連携により解決すべき問題である。

(2) 情報の共有・提供

職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。いじめられた生徒、いじめた生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携、協力を得る。

(3) いじめられた生徒への支援

何があってもいじめられている生徒の立場に立って対応する。「あなたを絶対守り抜く」とい

うことをきちんと伝えることで、安心感を持たせ、心の痛みを温かく受容し、共感的理解に努めながら信頼関係を築き、心のケアを図る。また、インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、削除依頼や発信者情報の開示請求を行うとともに警察や法務局に協力を求める。

(4) いじめられた生徒の保護者への対応

家庭訪問等で情報提供及び話し合いの機会を早急に設け、具体的な対応策を協議する。誠意ある対応を心がけ、学校としていじめられている生徒を守り通すという立場を明確にし、信頼関係を築き、解決するまで継続的に連携を図る。

(5) いじめている生徒への指導

心理的な孤立感、疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導することが大切である。いじめの非人間性や他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるように粘り強く指導を継続する。

(6) いじめている生徒の保護者への対応

いじめの事実を正確に伝え、生徒のよりよい変容のために毅然とした指導が必要であると理解を得ることが大切である。教職員がパイプ的役割となり、いじめを解決するためには、保護者同士が理解し合い、協力することが重要であることを伝える。

(7) 他の生徒への指導

いかなる理由があろうといじめる側が悪いという意識を高めることが大切である。いじめに関する事実を確認することで、いじめられた生徒の心の痛みや苦しみに共感させ、見て見ぬふりをしたり、助長させたりする行為もいじめであることを理解させ、再発防止及び新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。

(8) 教育委員会等への報告と連携

いじめを認知した場合は、学校長がすみやかに吉野川市教育委員会に報告し、適切な連携を図る。事案によっては、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。

また、県教育委員会と連携をし、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、外部専門家とともに対応する。

(9) 関係機関との連携

特に、教育としての指導の限界を見極めることが重要である。いじめが拡大することが予測される場合は、「いじめ」と「犯罪」を厳格に分離し、犯罪対策を徹底的に強化し、生命、身体を脅かす問題には、被害生徒を救うことを第一義とし積極的に関係機関と連携する。

犯罪行為として取り扱われるべき内容については、警察に相談、連携、通報し、いじめられている生徒の生命、心身及び財産の安全を優先する。

6 取組の評価

P D C A サイクルの考え方に従い、二学期末の学校評価アンケートにより、取り組みが適切に行われたかを検証する。その結果により、次への取り組み内容、方法の見直しをする。

※参考 { いじめ防止対策推進法 平成25年
徳島県いじめの防止等のための基本的な方針 平成29年11月 徳島県・徳島県教育委員会
吉野川市いじめ防止基本方針 平成30年2月 吉野川市・吉野川市教育委員会 }

7 年間計画（いじめ防止プログラム）

- 年間目標
- ・いじめは、どの子供にもどこの学校でも起こり得ることを踏まえて、いじめ問題に対して積極的に認知し組織的に取り組む。
 - ・学習指導や進路指導を充実させ、お互いを認め合える人間関係や集団づくりを構築し、生徒が自己有用感を持つことにより、いじめの未然防止を図る。

	内 容	対象者	担 当
4月	学校基本方針の説明 指導體制や指導計画の公表・周知 P T A総会 家庭訪問	教職員 教職員・保護者 生徒・保護者・教職員 生徒・保護者・教職員	生徒指導主事 " 教務主任 生徒指導主事・各担任
5月	校内研修（問題行動の共通理解） 宿泊学習 修学旅行 遠足 避難訓練 校内陸上競技大会 人権コンサート	教職員 生徒（1学年） 生徒（2学年） 生徒（3学年） 生徒・教職員 生徒・教職員 生徒・保護者	生徒指導主事 1年主任 2年主任 3年主任 安全教育担当 体育主任 人権教育主事
6月	人権問題意見作文・発表会 携帯電話安全教室	生徒・保護者 生徒（1学年）	人権教育主事 生徒指導主事
7月	三者面談 薬物乱用防止教室 デートDV防止セミナー いじめに関するアンケート調査	生徒・保護者・教職員 生徒（1学年） 生徒（3学年） 生徒	教務主任 生徒指導主事 3学年主任 生徒指導主事
8月	1学期取組点検評価・改善 人権啓発ポスター制作 取組の成果等の情報発信と保護者啓発	教職員 生徒 生徒・保護者	生徒指導主事 美術科主任・人権教育主事 生徒指導主事
9月	文化祭 避難訓練 防煙教室 疑似体験学習 人・まち・出会い発見	生徒・保護者 生徒・教職員 生徒（2学年） 生徒（1学年） 生徒（1学年）	教務主任 安全教育担当 養護教諭 1学年主任 1学年主任
10月	オープンスクール 職場体験学習	生徒・保護者 生徒（2学年）	教務主任 2学年主任
11月	消費者教育 思春期学習 いじめに関するアンケート調査	生徒（3学年） 生徒（1学年） 生徒	3学年主任 1学年主任 生徒指導主事
12月	合唱コンクール マナー講座 性感染症予防講座 三者面談 いじめに関するアンケート調査 2学期取組点検評価・改善 学校評価アンケート調査	生徒・保護者 生徒（3学年） 生徒（3学年） 生徒・保護者・教職員 生徒 教職員 生徒・保護者・教職員	音楽科主任 3学年主任 養護教諭 教務主任 生徒指導主事 生徒指導主事 教頭
1月	進路相談	生徒・保護者（3学年）	3学年主任
2月	進路相談（3学年） キャリア教育出前授業 学校評価アンケート調査分析結果公表 いじめに関するアンケート調査	生徒・保護者・教職員 生徒（1学年） 生徒・保護者 生徒	3学年主任 教務主任 教頭 生徒指導主事
3月	1年間の取組点検評価・改善と次年度の計画 1年間の反省	教職員 教職員	生徒指導主事 "

学 年 年 間 計 画

○学級活動 ◎道徳

	1 年	2 年	3 年
4月	入学式・学級開き ◎「そんな教室作ろうやあ」 ◎「あいさつのすばらしさ」	始業式・学級開き ◎「オリエンテーリングの失敗」 ◎「あいさつ」 平和学習	始業式・学級開き ○「級訓づくり」 ◎「農民画家ミレー」 ◎「礼が遠くなる」
5月	スクールマナー指導 宿泊学習 ◎「Aさんの発言」 ◎「心やさしいこどもたちへ」 ◎「自分以下を求める心」 ◎「いつも一緒に」	スクールマナー指導 平和学習, 修学旅行 ◎「戦争と人権」 ◎「星置の滝」 ◎「田中君の病気見舞い」	スクールマナー指導 遠足 ◎「絵の悲しみ・二人の博士」 ◎「友子と義男」 ◎「水平社宣言」
6月	人権問題意見発表作文 学年人権集会 全校人権集会 ◎「南京錠」 ◎「生命の誕生ってすばらしい」 ◎「1枚のはがき」	人権問題意見発表作文 学年人権集会 全校人権集会 ◎「今、輝いて生きる」 ◎「弓の矢」	人権問題意見発表作文 学年人権集会 全校人権集会 ◎「心は近く、目は広く」 ◎「マネージャー」
7月	三者面談 ◎「私と部活動・なぜきっぱり断れないか」	三者面談 ◎「石段の思い出」 ◎「ダビデ像」	三者面談 ◎「娘の遺してくれたもの」 ◎「ゆり子ちゃんのかさ」
8月	人権ポスター	人権ポスター	
9月	文化祭 ◎「投げた石の波紋」 ◎「鈴の鳴る道」	文化祭 ◎「生きるつとめ」	文化祭 ◎「幸せのカタチ『家』」 ◎「峠」
10月	ふれあい福祉体験学習 ◎「命をみつめて」 ◎「エイズについて知ろう」 ◎「一通の手紙から」	職場体験学習 ◎「中学生のみなさんへ～ハンセン病と私～」 ◎「忘れられない時」	進路相談 ◎「ふるさと」 ◎「人形浄瑠璃の心, 空へのあこがれ」
11月	参観授業（人権教育） 人権講演会 ◎「人の値うち」 ◎「クラスのまとまり」	参観授業（人権教育）人権講演会 ◎「手紙 - タヤけがうつくしい」 ◎「動かない芯を求めて」	参観授業（人権教育）人権講演会 ◎「許せない就職差別」 ◎「腎臓移植」
12月	合唱コンクール 三者面談 ◎「エネルギー母ちゃん、口論」	合唱コンクール 三者面談 ◎「インターネットと人権」 ◎「セツちゃん」	合唱コンクール 三者面談, 進路相談 ◎「外国人問題について」 ◎「最期まで輝いて」
1月	◎「カラチンの星」	◎「弟のこと」 ◎「こわれた文ちゃん」	進路相談 ◎「カーテンの向こう」
2月	◎「わたしの心」 ◎「傘の下」	◎「試合に敗れたが」 ◎「スダチの苗木」	進路相談 ◎「六千人の命のビザ」
3月	1年間のまとめ ◎「あの日の出来事」	1年間のまとめ ◎「不揃いの木を組む」	3年間のまとめ ◎「卒業する皆さんへ」